

独立行政法人勤労者退職金共済機構会計規程(抜粋)

(随意契約の要件)

第34条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)によることが適当でないと認められるとき
- (2) 緊急の必要により競争入札により契約を締結することができないと認められるとき
- (3) 競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき
- (4) 契約の予定価格が一定額以下の少額であるとき
- (5) 競争入札を行った場合において、入札者がいないとき
- (6) 競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいないとき
- (7) 競争入札の不調等が生じた場合において、中期計画等の達成が困難となるおそれがあるとき
- (8) 現に契約履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に直接関連する契約を現に履行中の契約の締結者以外の者をして履行させることが不利であるとき
- (9) 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき
- (10) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

独立行政法人勤労者退職金共済機構契約に関する達(抜粋)

第4章 随意契約

(随意契約の金額要件)

第34条 会計規程第34条第4号に規定する契約の予定価格が少額であるときは、指名競争の予定価格が取引形態別に以下の金額のときとする。

- (1) 工事若しくは製造については、予定価格が400万円を超えないとき
- (2) 財産の買入れについては、予定価格が300万円を超えないとき
- (3) 物件の借入については、予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えないとき
- (4) 財産の売払いについては、予定価格が100万円を超えないとき
- (5) 物件の貸付については、予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超え

ないとき

(6) 工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約で、その予定価格が200万円を超えないとき

(随意契約の特例)

第35条 競争に付しても入札者がなく又は再度の入札に付しても落札者がなくときは、予定価格の制限内において随意契約によることができる。

2 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の範囲内において随意契約によることができる。

3 前2項の場合においては、契約保証金及び期限を除くほか、競争に付するとき定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第36条 前条の場合においては、給付の性質上予定価格又は落札金額を分割計算することができる場合に限り、数人に分割して契約することができる。

(予定価格の決定)

第37条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ、第24条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略することができる。この場合において、必要に応じて当該契約にかかる積算資料を明らかにしておくものとする。

(1) 法令に基づいて取引価格(料金)が定められていることその他の特別の理由があることにより、特定の取引価格(料金)によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る契約。

(2) 予定価格が250万円を超えない契約。

(見積書の徴取)

第38条 随意契約による場合には、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 1万円を超えない契約又は慣習上見積書の作成を要しないと認められる契約については、見積書の徴取を省略することができる。

(公表)

第39条 機構の支出の原因となる随意契約であつて、予定価格が200万円(賃借料又は物件の借入は150万円)を超えた場合には、第3項に規定する事項を機構ホームページに公表する。

2 前項の公表の時期は、契約を締結した日の翌日から72日以内とし、公表期間は、少なくとも随意契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

3 第1項の公表内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 契約担当役の氏名
- (3) 随意契約を締結した日
- (4) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 随意契約に係る契約金額
- (6) 随意契約によることとした理由
- (7) その他必要な事項